

福 井 県 医 師 会

だより

第707号 令和2年(2020)5月



娘を抱く母 (F30) 鯖江市 林 正則

表紙写真説明：娘を抱く母 (F30)

鯖江市 林 正則

追悼 1989年3月 人形を持った三女(3歳)を抱いている妻(道子)です。

道子は9年半の癌との闘いを終え、2020年1月1日に天国に旅立ちました。68歳。

23歳で結婚し、30歳で洗礼を受け、信愛尊受の合言葉で信仰生活を守ってきました。12月の1か月間は自宅介護となり、三女は4年間京大病院肝臓移植病棟で培った看護力を生かして、次女と共に介護してくれました。自分のことはさておき、4人の子供を育て、家族を愛し、教会で働いた妻に感謝します。ありがとう!!

追記：1月4日の「お別れの会」に出席いただいた先生方に改めて御礼申し上げます。

## 醫 縫 録

# 総務および 医事紛争担当理事として

総務・医事紛争担当理事 野村元積



総務および医事紛争担当理事の野村元積です。福井県医師会には医師会業務に合わせて担当理事がおり、それぞれの担当で御活躍されております。今回、私は総務担当理事にも就任しました。総務の役割とは医師会全体を見渡して総括し担当理事間の調整をすることや、またそれぞれの担当事業のハザマに位置している諸問題を担当するものと考えています。また、緊急避難的な問題が発生したときの業務も行っていく必要があるのかと思っています。前役職は会計担当でしたので医師会の全体像や種々会務についての流れはある程度把握しているつもりですが、切口が変わると見方も変わります。先生方のご支援・ご鞭撻で任期までこの役職を全うしたいと思っています。

もう一つの担当である医事紛争担当は今年で10年目になります。医事紛争とは医療に関する患者側とのトラブルのことです。患者側が医療側に対してのクレームを付けることで生じます。その原因は診察、診断、検査、治療のすべての医療行為で起きてきます。中でも手術、麻酔、検査等による診療行為が対象になることが多いのですが、一方『検査や薬剤を投与してくれなかったため死亡した』等の必要な診療や治療をしなかったという不作為に関するものや、『病院廊下での転倒』などの院内管理に関するものもあります。医療側が一所懸命尽くしても結果が悪ければ結果責任で問題視することが多いのも事実です。最近、インターネットの普及で患者側は様々なことを調べて説明を求めてきます。このときは医学的に詳しく誠実に説明することが重要です。当然納得出来なければ紛争になります。この場合は必ず県医師会に連絡してください。医事紛争が明らかに医療側の過失によるいわゆる医療過誤のこともあります。

不可抗力なことや、医療側に全く責任がなくクレマーのような案件もあります。県医師会では郡市医師会長等を交えた拡大医事紛争処理委員会を開催し対処すべきですが、実際には医事紛争担当理事（私）と顧問弁護士および事務局長で一義的に対応しています。まず医療側と面談し医事紛争内容の詳細を確認し、次に患者側と面談します。患者面談では中立的立場で医学的に説明し、できる限り納得いただけるように説明します。医療側に何らかの責任の可能性を否定しきれず損害賠償額が100万円を超えると判断した事案については日本医師会医師賠償責任保険に付託し、審査を依頼します。近年は限度額である1億円以上の賠償事例も増えてきたため限度額2億円（令和2年7月から3億円）の「特約保険」が設けられています。

日本医師会では、令和元年12月に過去10年間の間の医事紛争2,917件の付託事案についての分析を行っています。どのような医療行為が問題になったか、解決金額、癌の看過や、採血による神経損傷、さらに診療科ごとの分析等を行って詳細に報告しています。ただ内部資料ですので紙面での報告は難しいのですが、医療の健全な発展に寄与すると考えられるため、医療安全研修会等の機会でご報告したいと思っています。

医事紛争担当理事とは当事者と共に、自分のこととして精神的にも経済的にも適切にトラブルを解決していく役職と思っています。最後になりましたがインフォームドコンセントと些細な事でもカルテの記載は宜しくお願い致します。